

事務連絡
平成27年5月12日

都道府県労働局
特別加入システム担当者 殿

厚生労働省労働基準局
労災保険業務課運用班伝送係

業種区分の見直しに伴う労働保険番号変更処理について

労災保険の業種区分が見直されることにより、本年度においても平成27年5月22日に適用徴収システムの適用情報の業種一括更新処理が実施される予定となっております。

これに伴い、同日に適用徴収システムにおいて労働保険番号の変更を行った場合、当該情報が特別加入システムに反映されない状況が発生します。

つきましては、同日に労働保険番号の変更を行う予定がある場合には、下記のとおりご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 委託替え支援ツールの利用について

5月22日に労働保険番号の変更を行う機械処理を行った場合、当該労働保険番号の変更情報は特別加入システムに自動では反映されないため、「委託替え支援ツール」（平成25年11月6日付け事務連絡「特別加入システムに係る委託替え及び局署統廃合による労働保険番号変更について」参照）を用いて労働保険番号変更の処理を行うこと。

具体的な処理の方法は委託替えによる労働保険番号変更の方法と同様であり、本ツールにて送付ファイルを作成すること。

2 本省への報告時期、方法について

本ツールで作成された送付ファイルは、以下の共働支援システムの共有フォルダにフォルダを用意するので、ファイル名の変更等の加工をしない状態で、5月22日17時までに保存すること。保存されたデータは、5月25日に処理を行う。

【格納場所】

共働支援システム>ファイル共有>作業中文書領域>省内
>11200000_労働基準局>労災保険業務課>システム運用係
>特別加入システム_委託替等情報>H270522 17.時締切分

【問い合わせ先】本省労災保険業務課 伝送係 電話 03-3920-3311 (内線317)